

住まいサポートおかげき実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡崎市住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「協議会」という。）が行う事業「住まいサポートおかげき（以下「本事業」という。）」の実施に必要な事項を定め、住宅確保要配慮者（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。）への入居支援及び居住支援を行う体制を構築し、必要な情報提供等を行うことにより、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進及び居住の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 協力大家・不動産賃貸業者

民間賃貸住宅の賃貸又は管理若しくは仲介を実施する事業者で、住宅確保要配慮者を受け入れられる住宅の情報を提供する者として協議会の登録を受けた者をいう。

(2) 協力居住支援団体

住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居支援及び居住支援を行う団体として協議会の登録を受けた団体をいう。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、次に掲げる業務をいう。

- (1) 協力大家・不動産賃貸業者及び協力居住支援団体の募集及び登録業務
- (2) 住宅確保要配慮者へ協力大家・不動産賃貸業者から提供された物件情報等の提供及び協力居住支援団体が行う入居支援及び居住支援情報の提供業務
- (3) 住宅確保要配慮者と協力大家・不動産賃貸業者及び協力居住支援団体の調整業務
- (4) その他目的達成のために必要な業務

(事業対象者)

第4条 事業対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住宅確保要配慮者であること。
- (2) 本市内の民間賃貸住宅等への入居を希望する者であること。
- (3) 民間賃貸住宅等の家賃及び居住支援サービス等に係る費用を負担できる

見込みがあること。

(協力大家・不動産賃貸業者の登録)

第5条 住宅確保要配慮者を受け入れられる住宅の情報を提供する民間賃貸住宅の賃貸又は管理若しくは仲介を実施する大家及び不動産賃貸業者は、協議会の登録を受けることができる。

(協力大家・不動産賃貸業者の登録申請)

第6条 前条の登録を受けようとする者は、協力大家・不動産賃貸業者登録申請書(様式第1号)に別に定める必要書類を添付して、協議会の会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(協力大家・不動産賃貸業者の登録通知)

第7条 会長は、第5条の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を協力大家・不動産賃貸業者登録通知書(様式第2号)により当該登録を受けた者に通知しなければならない。

(協力大家・不動産賃貸業者の登録拒否)

第8条 会長は、第5条の登録をする者が次の各号のいずれかに該当するとき、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第6条の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき
- (2) 法第11条第1項各号(第4号を除く。)のいずれかに該当した場合
- (3) その他会長が不相当と認める場合

2 会長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、協力大家・不動産賃貸業者登録拒否通知書(様式第3号)を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。

(協力大家・不動産賃貸業者の変更登録)

第9条 協力大家・不動産賃貸業者は、登録内容に変更があったときは、協力大家・不動産賃貸業者変更届出書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による届出(登録事項の変更に係るものに限る。)を受けたときは、当該届出に係る登録事項が第8条第1項各号に適合しないと認める場合又は第10条の規定により登録を取り消す場合を除き、変更の登録をしなければならない。

(協力大家・不動産賃貸業者の登録抹消)

第10条 会長は、協力大家・不動産賃貸業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消しなければならない。

- (1) 協力大家・不動産賃貸業者から協力大家・不動産賃貸業者登録抹消申請

書（様式第5号）が提出されたとき

- (2) 第8条第1項各号のいずれかに該当した場合
- (3) 不正な手段により第5条の登録を受けた場合
- (4) その他会長が不相当と認める場合

2 会長は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、協力大家・不動産賃貸業者登録抹消通知書（様式第6号）を当該協力大家・不動産賃貸業者に通知しなければならない。

（協力大家・不動産賃貸業者の役割）

第11条 協力大家・不動産賃貸業者は、協議会及び協力居住支援団体と連携し、事業対象者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定を図るよう努めなければならない。

2 協力大家・不動産賃貸業者は、事業対象者が民間賃貸住宅に入居することが確定した場合には、速やかにその旨を協議会に報告しなければならない。

（協力居住支援団体の登録）

第12条 住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居及び入居後の居住支援サービスを実施する愛知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けている団体は、協議会の登録を受けることができる。

（協力居住支援団体の登録申請）

第13条 前条の登録を受けようとする団体は、協力居住支援団体登録申請書（様式第7号）に別に定める必要書類を添付して、会長に提出しなければならない。

（協力居住支援団体の登録通知）

第14条 会長は、第12条の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を協力居住支援団体登録通知書（様式第8号）により当該登録を受けた団体に通知しなければならない。

（協力居住支援団体の登録拒否）

第15条 会長は、第12条の登録をする団体が次の各号のいずれかに該当するとき、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第13条の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき
- (2) その他会長が不相当と認める場合

2 会長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、協力居住支援団体登録拒否通知書（様式第9号）を当該登録の申請をした団体に通知しなければならない。

（協力居住支援団体の変更登録）

第16条 協力居住支援団体は、登録内容に変更があったときは、協力居住支援

団体変更届出書（様式第10号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による届出（登録事項の変更に係るものに限る。）を受けたときは、当該届出に係る登録事項が第15条第1項各号に適合しないと認める場合又は第17条の規定により登録を取り消す場合を除き、変更の登録をしなければならない。

（協力居住支援団体の登録抹消）

第17条 会長は、協力居住支援団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消しなければならない。

- (1) 協力居住支援団体から協力居住支援団体登録抹消申請書（様式第11号）が提出されたとき
 - (2) 愛知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けていない場合
 - (3) 第15条第1項各号のいずれかに該当した場合
 - (4) 不正な手段により第12条の登録を受けた場合
 - (5) その他会長が不相当と認める場合
- 2 会長は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、協力居住支援団体登録抹消通知書（様式第12号）を当該協力居住支援団体に通知しなければならない。

（協力居住支援団体の役割）

第18条 協力居住支援団体は、協議会及び協力大家・不動産賃貸業者と連携し、入居支援及び居住支援を行うことにより、事業対象者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進及び居住の安定を図るように努めなければならない。

- 2 協力居住支援団体は、事業対象者に居住支援サービスを提供することが確定した場合には、速やかにその旨を協議会に報告しなければならない。

（情報の公開）

第19条 協議会は、本事業において登録を受けた協力大家・不動産賃貸業者及び協力居住支援団体の情報について、ホームページ等により公開するものとする。

（秘密の保持義務及び個人情報の保護）

第20条 協議会、協力大家・不動産賃貸業者、協力居住支援団体は、本事業を実施するにあたって知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 協議会、協力大家・不動産賃貸業者、協力居住支援団体は、本事業を実施するにあたり、事業対象者の個人情報を用いる場合には当該事業対象者からあらかじめ同意を得なければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、
会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。